



(仮称)高浜市自治基本条例 検討用資料



高浜市の未来を描く市民会議

自治基本条例分科会

2010. 5. 17



どんな名称がいいかについても、考えていきましょう

(仮称) 高浜市自治基本条例の構成イメージ【タタキ台】

前文
【P2】

I. 総則

- (1) 制定の目的【P4】
- (2) 用語の定義【P6】
- (3) 条例の位置づけ【P12】

II. まちづくりの基本原則【P14】

- (1) 参画
- (2) 協働
- (3) 情報共有

議論しながら
足りない項目
不要な項目を
加除していきましょう。

III. まちづくりの担い手

- 市民・事業者
- (1) 市民の権利【P18】
 - (2) 子どものまちづくりに参加する権利【P21】
 - (3) 市民の責務【P22】
 - (4) 事業者の役割・責務【P25】

- 議会
- (5) 議会の役割・責務【P26】
 - (6) 議員の役割・責務【P30】

- 執行機関
- (7) 市長の役割・責務【P32】
 - (8) 職員の役割・責務【P34】

IV. 参画と協働

- (1) 参画機会の保障【P38】
- (2) 住民投票【P40】
- (3) 協働の推進【P42】



V. 地域自治

- (1) 地域自治の充実【P46】
- (2) 地域内分権の推進【P48】
- (3) まちづくり協議会【P50】
- (4) 地域計画【P54】
- (5) 活動への支援・育成【P56】

VI. 市政運営

- (1) 市政運営の基本原則【P58】
- (2) 総合計画等【P62】
- (3) 危機管理【P66】
- (4) 他自治体等との連携【P68】

VII. 条例の検証と見直し

- (1) 条例の検証と見直し【P70】





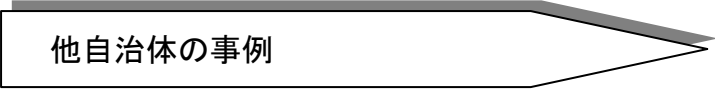
前文

条文案が まとまりそうな段階で 検討します。

検討のポイント

- ◆ 条例制定の由来や背景、まちづくり（市民自治）の方向性や基本原理、制定者の決意などをあらわします。
- ◆ 「高浜市らしさ」をどのように表現したらよいかを考えましょう。

グループワーク・アンケートの意見



他自治体の事例

I

総則 (1) 制定の目的

(目的)

第1条 この条例は、高浜市における自治（orまちづくり）に関する基本的事項を定め、市民、議会、行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民の意思に基づいた自立と自律のまちづくりを実現することを目的とします。

※下線_____を引いた用語は、用語の定義（第2条）で検討をします。

検討のポイント

- ◆ 「高浜市らしさ」を、どう盛り込んだらよいかを考えましょう。
- ◆ 「市民自治」
→自分たちのまちづくりのことを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと

グループワーク・アンケートの意見

こんなまちにしたい！ ～まちづくりで大切にしたい価値・目指すまちの姿～

- ◆ 自治基本条例は高浜市の自治の基本ルールだから、市民・事業者・議会・行政みんなで守ろう。

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第1条（目的）

この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

【伊賀市自治基本条例】

第1条（目的）

この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。

【おいらせ町自治基本条例】

第1条（条例制定の目的）

前文にかかげた大きな目的を達成するために、必要となる具体的な事柄について、まちづくりの主体である町民、行政、議会の三者の役割や責任を明らかにし、どのようなまちを目指していくかを謳っています。

【名張市自治基本条例】

第1条（目的）

この条例は、名張市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

【ニセコ町まちづくり基本条例】

第1条（目的）

この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

【平塚市自治基本条例】

第1条（目的）

この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会、市長及び市の執行機関の責務等自治に関する基本事項を定めることにより、自治の推進を図ることを目的とします。

【四日市市市民自治基本条例】

第1条（目的）

この条例は、本市の行政運営に関する基本理念を定めるとともに、市民等、市の執行機関及び市議会の役割を定めることにより、市政における協働のあり方を明確にし、もって地方自治の本旨に基づく市民自治を実現することを目的とします。

I

総則 (2) 用語の定義

(用語の定義)

第2条

条文案が まとまりそうな段階で 検討します。

ex. 市、市民、行政、市政、まちづくり、自治、・・・ etc.

※文中、_____を引いた用語は定義を決め、使い方をそろえる必要があります。

グループワーク・アンケートの意見

- (1) わかりやすい条例にしよう
 - ◆かたくなるしくなく、子どもでもわかりやすい条例にしよう
 - ◆子どもの意見も聞いて条文を作れたらいいなあ
- (2) 具体的な表記にしよう
 - ◆「安全・安心」「住みたくなる町」など、言葉が一人歩きしないように具体的に表記しよう

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第2条(定義)

この条例における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民
市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市
基礎自治体としての朝来市をいう。
- (3) 市長等
市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を言う。
- (4) まちづくり
快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
- (5) 市政
まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。

【安城市自治基本条例】

第3条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民

市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。

(2) 市長その他の執行機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 市民参加

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。

(4) 協働

市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力することをいいます。

(5) まちづくり

市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくための活動及び事業をいいます。

(6) コミュニティ

町内会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の地域の課題に自ら取り組む団体をいいます。

【伊賀市自治基本条例】

第2条（用語の定義）

この条例において、用語の定義は次のとおりとする

(1) 市民

市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

(2) 市

市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。

(3) 市議会

立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいう。

(4) 市の執行機関

市の行政事務を管理執行する機関をいう。

(5) 協働

市民及び市又は市民同士や各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。

(6) 自治

自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。

【九重町まちづくり基本条例】

第2条（用語の定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住民自治

住民の意思を基本とし、施策を行うことをいう。

(2) 地域自治

住民自治を熟成させる自治の単位を定め、地域における自立した活動主体による自治をいう。

(3) 地域学習

住民、議会及び行政が必要に応じて、専門家などの第三者の助力を得ながら、まちづくりに関する総合学習をすることをいう。

(4) 住民

原則として九重町に住み・働き・学ぶ人全ての人、納税者及び事業者をいう。

(5) 事業者

一定の目的と計画に基づいて経営する経済的活動をする者をいう。

(6) 議会

議会、議員及び議会事務局をいう。

(7) 行政

町長、役場職員及び外郭団体とその職員をいう。

(8) 参画

行政が実施する施策や事業などの計画策定、実施、評価などの各段階に住民がかかわることをいう。

(9) 協働

住民、議会及び行政の各主体間が対等に互いを尊重し、連携し、まちづくりに取り組むことをいう。

(10) まちづくり活動団体

自発的・自立的な、地域別・テーマ別のまちづくり活動を行う人で構成された非営利集団をいう。

【知立市まちづくり基本条例】

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民

市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。

(2) 協働

地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、ともに考え、協力し、行動することをいいます。

(3) 参画

市民がまちづくりの過程において主体的に参加し、意思決定にかかわることをいいます。

(4) コミュニティ

地域住民が互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に結ばれた組織又は集団をいいます。

【名張市自治基本条例】

第2条（用語の定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民

市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。

(2) 参画

政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。

(3) 協働

市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

【平塚市自治基本条例】

第3条（用語）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民

市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む人、活動する団体等をいいます。

(2) 参加

市民が、議会及び市の執行機関による政策の立案、実施及び評価の各過程において、意見を表明し、行動し、又は参画することをいいます。

(3) 協働

市民、議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることをいいます。

(4) まちづくり

市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。

【流山市自治基本条例】

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによります。

(1) 市民

本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。

(2) 市民等

市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO 及び事業者をいいます。

(3) 市

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、水道事業管理者及び消防庁をいいます。

(4) 市政

行政の運営及び議会の活動をいいます

(5) 参加

市又は議会による政策の立案、実施及び評価の過程において、市民等が意見を表明し、行動することをいいます。

(6) 協働

市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。

MEMO

I

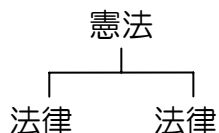
総則 (3) 条例の位置づけ

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、高浜市の自治(orまちづくり)における最高規範であり、市民、議会、行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定改廃等にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければなりません。

検討のポイント



自治基本条例 ———— 他の条例

グループワーク・アンケートの意見

条例の表現・策定プロセス・推進体制

(3) 条例推進の仕組みを整えよう

- ◆条例の進捗状況の検証を公表するといいなあ
- ◆自治基本条例は高浜市の自治の基本ルールだから、市民・事業者・議会・行政みんなで守ろう。
- ◆自治基本条例の精神にのっとり、市全ての条例、規則・計画を見直し(点検)してみよう
- ◆条例をつくったあとの推進体制を市民・議会・行政協働で築いていこう
- ◆時代等に合わせて適当な時期をあけて見直しをしていこう

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第31条（最高規範性）

この条例は、市の最高規範であり、市は他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に即し、整合を図らなければならない。

【おいらせ町自治基本条例】

第3条（条例の位置づけ）

この条例は、おいらせ町の自治の根本を担う最高規範であり、町民、行政及び議会はこれを遵守しなければなりません。町政運営にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

【岸和田市自治基本条例】

第32条（最高規範性）

- 1 この条例は、市民自治及び市政に関する最高規範であり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。
- 2 市は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。

II

まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 市は、次に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを推進します。

(1) 参画の原則

議会及び行政は、市民自治の実現のため、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。

(2) 協働の原則

市民、議会及び行政は、まちづくりの目標の実現に向けて、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら協力して行動します。

(3) 情報共有の原則

市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに積極的に提供し、共有しあいます。

グループワーク・アンケートの意見

参画と協働

(1) 市民の声を聞こう・活かそう

- ◆意見交換する場（交流）を確保しよう
- ◆市民の声を聞く方法はパブリックコメントより世論調査（択一式）の方がベター
- ◆市民の意見を集約するシステムをつくろう
- ◆市民の声、市民の力を活かしたまちづくりをしよう
- ◆住民参加の方法として世論調査（アンケート調査）の実施を義務化できればいいなあ
- ◆小学生や中学生の意見を聞く機会が増えるといいなあ
- ◆料金着払いで市民の声を聞こう！
- ◆パブリックコメントが定着するといいなあ

(2) 意識・関心を高めよう

- ◆住民が気持ちよく参加できるまちづくりをしよう
- ◆たくさんの市民の方にまちづくりに関わってもらえるように（関心を持ってもらえるように）しよう
- ◆参加と協働を進めるために高浜市を好きになろう！

(3) 参画の仕組みを整えよう

- ◆住民の行政への参画システムをつくろう
- ◆市民参加条例をつくろう
- ◆会議には必ず公募の市の委員がいるといいなあ
- ◆市民特派員制度で行政活動へ線化すると何かが変わるぞ
- ◆家族みんなが街づくりに参加できる仕組みがあったらいいなあ
- ◆地域計画策定委員会、市民会議が今後も継続されていく位置づけをしていこう
- ◆総合計画策定に当たっては今回と同じように市民会議の設置をするといいなあ
- ◆予算の策定にもっと市民の予定を取り入れることのできる仕組みがあったらいいなあ

情報共有

(1) 情報を共有しよう

- ◆各団体との情報共有をしよう（コミュニティの充実を図ろう）
- ◆情報を共有しよう
- ◆身近な情報を知っている人がいっぱいいるといいなあ
- ◆まちづくりに関する情報がそこにいけば全て分かる機関があったらいいなあ

(2) 積極的に情報を提供しよう

- ◆町の情報をも早く知らせたい、早く知っている状態にしたい
- ◆行政から住民への情報提供をしよう
- ◆市民と一緒にまちづくりをするため、情報をどんどん出そう
- ◆情報などが早く伝わる仕組みをつくろう
- ◆住民サービスのメニューが知りたい時に、情報が手に入るようにしよう
- ◆活動のPR体制をつくろう
- ◆情報伝達が早くできるしくみができるといいなあ
- ◆情報が早く伝達できる場所があったらいいなあ
- ◆情報の発信に当たっては多様な情報であっていいなあ
- ◆議会・市の会議などへの案内を積極的に行っていきたい
- ◆市民が直接解る項目や数値に直した情報は使いやすいと思うよ

まちづくりの主体相互の連携

(1) 市民・議会・行政相互の連携を図ろう

- ◆市民・議会・行政は『対等なパートナー』として力を合わせよう
- ◆まちづくりの主体同士のネットワークがあったらいいなあ

(2) 産官学の連携を図ろう

- ◆福祉では官・学連携が図れたらいいなあ
- ◆産・官連携に加えて、学とも連携できたらいいなあ

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第3条（まちづくりの基本原則）

まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

（1）参画と協働の原則

まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。

（2）情報の共有の原則

市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。

（3）自律と共助の原則

自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

【岸和田市自治基本条例】

第3条（基本原則）

第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることを、この条例の基本原則とする。

（1）市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。

（2）市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有しあうこと。

（3）市民は、市政への参画の機会が保障されること。

（4）市民、事業者及び市は、協働してまちづくりを行うこと。

（5）市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること。

【豊田市まちづくり基本条例】

第2章 まちづくりの基本的な原則

第4条（市政への参画）

執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民の参画を図らなければなりません。

第5条（共働によるまちづくり）

市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共に街づくりを推進することに努めるものとします。

第6条（情報の共有）

市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければなりません。

第7条（説明責任）

執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

【豊中市自治基本条例】

第2条（自治の基本原則）

- 1 自治は次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。
 - (1) 情報共有の原則
市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参画の原則
市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則
市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。
- 2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組みを担うとともに、市がその取組みに必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。

【平塚市自治基本条例】

第3章 自治の基本原則

第5条（情報共有の原則）

市民、議会及び市の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有することを原則とします。

第6条（参加の原則）

市民は、市政に参加をすることを原則とします。

第7条（協働の原則）

市民、議会及び市の執行機関は、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりを進めることを原則とします。

【四日市市市民自治基本条例】

第3条（自治の原則）

市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

(1) 人権尊重

国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。

(2) 情報共有

市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。

(3) 参画及び協働

市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決にあたること。

Ⅲ

まちづくりの担い手 (1) 市民の権利

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を持っています。

- 2 市民は、まちづくりに関し、市が持っている情報を知る権利を持っています。
- 3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

グループワーク・アンケートの意見

市民に期待すること(役割・責務)

(1) まちづくりへの関心を高めよう

- ◆地域でできることは地域で行おう
- ◆親方日の丸でない、市民対応が行き届いたまちにしよう
- ◆選挙の時には投票に行こう
- ◆選挙の投票率が上がるといいなあ
- ◆市民は自分のできる範囲でまちづくりに参加しよう
- ◆まずは地域の行事に参加しよう

(2) 役割を持とう

- ◆市民がまちづくりの役割分担を等しく担うまちにしよう(一部の人に偏らないようにしよう)
- ◆大人から子ども(小学生)まで、それぞれがまちづくりに役割を持てる仕組みをつくろう
- ◆子どもの参加を進めよう
- ◆障がい者の参加を進めよう
- ◆高齢者の参加を進めよう
- ◆危機管理(住民の協力)(まち協)をしよう

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第4条(市民の権利及び責務)

- 1 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。
- 2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

【伊賀市自治基本条例】

第12条（まちづくりに参加する権利）

- 1 私たち市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。
- 2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等に関わらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。

【池田市みんなでつくるまちの基本条例】

第5条（市民の権利及び責務）

- 1 市民は、それぞれの立場から、自らの責任において、まちづくりに自由かつ平等に参画する権利を有するとともに、積極的に参画するよう努める責務を有する。
- 2 市民は、まちづくりに関し、的確に判断できるよう、必要な情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに参画すること又は参画しないこと、参画の方法及び参画の程度を理由として、差別的な扱いを受けない。

【九重町まちづくり基本条例】

第7条（まちづくりに参加する権利）

- 1 住民はまちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。
- 2 住民は、法の下に平等で、何事にも差別されず、まちづくりに参加することができる。
- 3 住民は、まちづくりに関して、不参加を理由に不利益を受けない。
- 4 住民によるまちづくり活動は、自主性・自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。
- 5 満20歳未満の青少年・子どもは、それぞれ年齢に応じた、ふさわしいまちづくりに参加することができる。

【東海市まちづくり基本条例】

第4条（市民の権利）

市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参画する権利を有する。

【豊田市まちづくり基本条例】

第8条（市民の権利）

- 1 市民は、まちづくりの担い手として次に掲げることができます。
 - (1) 市政に参画すること。
 - (2) 市政に関する情報を知ること。
- 2 市民は、行政サービスを受けることができます。

【豊中市自治基本条例】

第3条（市民の権利）

- 1 市民は、市政に参画する権利を有する。
- 2 市民は、市政に参画する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立つとともに、他の市民の市政に参画する権利に配慮しなければならない。
- 3 市民は、市政に参画し、又は参画しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。

Ⅲ

まちづくりの担い手 (2)子どものまちづくりに参加する権利

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

検討のポイント

- ◆子ども → 18歳未満 (cf.住民投票の有資格者)

グループワーク・アンケートの意見

- ◆大人から子ども(小学生)まで、それぞれがまちづくりに役割を持てる仕組みをつくろう
- ◆テーマによっては生徒代表、児童会代表、老人会などがまち協の活動に参加できるような位置づけをしていこう
- ◆子どもの参加を進めよう
- ◆子ども達の成長・自立を助ける大人が多いといいなあ
- ◆小学校の社会授業のなかで市の予算が取り上げられたらいいなあ
- ◆子どもの健全育成を条文に入れてもらいたいなあ
- ◆子どもの意見も聞いて条文を作れたらいいなあ
- ◆子どもたちが高浜市に生まれて(育て)よかったと言ってもらえるようなまちにしよう
- ◆バコハなど、若い世代が活動しよう

他自治体の事例

【ニセコ町まちづくり基本条例】

第11条 (満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

【流山市自治基本条例】

第11条 (子どもの意見表明の機会の保障)

市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければなりません。

【平塚市自治基本条例】

第11条 (子どものまちづくりへのかかわり)

子どもは、社会の一員として尊重され、まちづくりにかかわることができます。

Ⅲ

まちづくりの担い手 (3) 市民の責務

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換しあいながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するにあたっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

グループワーク・アンケートの意見

市民に期待すること(役割・責務)

(1) まちづくりへの関心を高めよう

- ◆地域でできることは地域で行おう
- ◆親方日の丸でない、市民対応が行き届いたまちにしよう
- ◆選挙の時には投票に行こう
- ◆選挙の投票率が上がるといいなあ
- ◆市民は自分のできる範囲でまちづくりに参加しよう
- ◆まずは地域の行事に参加しよう

(2) 役割を持とう

- ◆市民がまちづくりの役割分担を等しく担うまちにしよう(一部の人に偏らないようにしよう)
- ◆大人から子ども(小学生)まで、それぞれがまちづくりに役割を持てる仕組みをつくろう
- ◆子どもの参加を進めよう
- ◆障がい者の参加を進めよう
- ◆高齢者の参加を進めよう
- ◆危機管理(住民の協力)(まち協)をしよう

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第4条（市民の権利及び責務）

- 1 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。
- 2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

【伊賀市自治基本条例】

第13条（まちづくりの参加における市民の責務）

- 1 私たち市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。
- 2 私たち市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりをすすめるよう努めなければならない。

【池田市みんなでつくるまちの基本条例】

第5条（市民の権利及び責務）

- 1 市民は、それぞれの立場から、自らの責任において、まちづくりに自由かつ平等に参画する権利を有するとともに、積極的に参画するよう努める責務を有する。
- 2 市民は、まちづくりに関し、的確に判断できるよう、必要な情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに参画すること又は参画しないこと、参画の方法及び参画の程度を理由として、差別的な扱いを受けない。

【おいらせ町自治基本条例】

第8条（自立と自律）

- 1 おいらせ町民は、まちづくりの主体として、自立の精神に則り、自己責任意識と危機管理意識を持ち、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。
- 2 町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

第9条（まちづくりへの参加）

おいらせ町民には、地域活動、公益活動、ボランティア活動などの自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

【東海市まちづくり基本条例】

第5条（市民の責務）

市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

【豊田市まちづくり基本条例】

第9条（市民の責務）

- 1 市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるものとします。
- 2 市民は、市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任するものとします。
- 4 市内において事業を行う者は、居住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとします。

【豊中市自治基本条例】

第4条（市民の責務）

市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取り組みに努めなければならない。

【流山市自治基本条例】

第36条（市民等の責務）

市民等は、市民自治によるまちづくりの主体であることを自覚し、市政への参加にあたっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うことによって、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。

Ⅲ

まちづくりの担い手 (4) 事業者の役割・責務

(事業者の役割・責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

グループワーク・アンケートの意見

事業者に期待すること(役割・責務)

(1) 地域の一員として参画・貢献しよう

- ◆まちづくりへ事業者も社内展開をすると大きく活動も変わるし、企業イメージも向上するよ。
- ◆事業者も参画できるしくみがあるといいなあ
- ◆事業者も地域社会の一員として活動に参画してもらいたい
- ◆事業者にまち協へ積極的に参加してもらえるようにしていきたい
- ◆企業も法人市民としてまちづくりに参画しよう(社会貢献しよう)

(2) 事業者相互の連携を図ろう

- ◆市内の事業者全体で高浜の商品を開発したら先が楽しいよ

まちづくりの主体相互の連携

(2) 産官学の連携を図ろう

- ◆福祉では官・学連携が図れたらいいなあ
- ◆産・官連携に加えて、学とも連携できたらいいなあ

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第5条(事業者の社会的責任)

市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

【豊中市自治基本条例】

第5条(事業者の責務)

事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に向けた取組みに努めなければならない。

Ⅲ

まちづくりの担い手 (5) 議会の役割・責務

(議会の役割・責務)

第9条

グループワーク・アンケートの意見

議会・議員に期待すること(役割・責務)

- (1) チェック機能を発揮しよう
 - ◆議会の中でチェック機能を発揮してもらおう
- (2) 説明責任を果たそう
 - ◆議員の説明責任を果たしてもらおう
 - ◆議会をより活性化しよう(議員が住民に説明責任を果たしてもらおう)
 - ◆議会は市民にきちんと議会報告をしよう
- (3) 開かれた議会を目指そう
 - ◆もっと見える議会になって欲しい
 - ◆議会の見学PRをしよう
- (4) 議員の資質を高めよう
 - ◆議員の資質を向上させよう
 - ◆明日への目標を絶えず持とう
- (5) 議会の市民参加を拡充しよう
 - ◆議員は市民の代表であることを認識し市民参加を拡充しよう

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第6条(市議会の役割及び責務)

市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

【池田市みんなでつくるまちの基本条例】

第6条（市議会の責務）

- 1 市議会は、市の議決機関として、市民の意思が市政に最大限反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。
- 2 市議会は、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

【おいらせ町自治基本条例】

第19条（議会の役割と責任）

- 1 おいらせ町議会は、行政運営が正しく行われているかを監視するとともに、政策を形成する役割を持っています。
- 2 議会は、町民の代表として、町民の意思を尊重しなければなりません。

第20条（議会の運営）

- 1 おいらせ町議会は、健全な予算執行により、効率的な運営を行わなければなりません。
- 2 議会は、その活動を町民に公開し、開かれた運営を進めなければなりません。

【豊田市まちづくり基本条例】

第10条（議会の責務）

- 1 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。
- 2 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能、政策立案機能等を果たします。

【豊中市自治基本条例】

第6条（市議会の権限等）

- 1 市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成並びに市政運営の監視及びけん制にかかる機能を果たすものとする。
- 2 市議会は、条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。

第4条（市議会の責務）

- 1 市議会は、市民意思の反映を図るため、前条第2項に規定する権限を効果的に行使するよう努めなければならない。
- 2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。

【流山市自治基本条例】

第29条（議会の役割）

- 1 議会は、市民等の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。
- 2 議会は、地方自治法（昭和62年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し、市民福祉の向上に努めるものとします。

第30条（市民に開かれた議会）

- 1 議会は、市民等に開かれた運営を行うよう努めるものとします。
- 2 議会は、多様な方法で市民等の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとします。

第31条（議会の政策立案機能の充実）

議会は、政策立案機能の充実を図り、立法活動、調査活動等を積極的に行います。

【名張市自治基本条例】

第6条（議会の役割、権限等）

- 1 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する機能を果たすものとする。
- 2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例に定めるものを議決する。

第7条（議会の責務）

- 1 市議会は、市民との情報共有を諮り、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用を努めなければならない。

【平塚市自治基本条例】

第14条（議会の責務）

- 1 議会は、市民の多様な意見を踏まえ、将来を見通し、主権を有する市民を代表して、市の重要な意思決定を行います。
- 2 議会は、行政運営が適正かつ効率的に行われているかを調査し、監視します。
- 3 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営を行います。
- 4 議会は、審議、政策立案等に当たり、必要に応じて市民の意見を求めます。

MEMO

Ⅲ

まちづくりの担い手 (6) 議員の役割・責務

(議員の役割・責務)

第10条

グループワーク・アンケートの意見

議会・議員に期待すること(役割・責務)

- (1) チェック機能を発揮しよう
 - ◆議会の中でチェック機能を発揮してもらおう
- (2) 説明責任を果たそう
 - ◆議員の説明責任を果たしてもらおう
 - ◆議会をより活性化しよう(議員が住民に説明責任を果たしてもらおう)
 - ◆議会は市民にきちんと議会報告をしよう
- (3) 開かれた議会を目指そう
 - ◆もっと見える議会になって欲しい
 - ◆議会の見学PRをしよう
- (4) 議員の資質を高めよう
 - ◆議員の資質を向上させよう
 - ◆明日への目標を絶えず持とう
- (5) 議会の市民参加を拡充しよう
 - ◆議員は市民の代表であることを認識し市民参加を拡充しよう

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第7条(議員の責務)

議員は、市民の信託に応え、自己の研さんにつとめるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

【池田市みんなでつくるまちの基本条例】

第7条（市議会議員の責務）

- 1 市議会議員は、議会の活動状況及び市政の状況等について、市民へ情報を提供し、説明に努めなければならない。
- 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽を行い、施策の提案や提言等、誠実に職務の遂行に努めなければならない。

【おいらせ町自治基本条例】

第19条（議会の役割と責任）

- 1 おいらせ町議会議員は、全町民の代表として公正かつ誠実に職務にあたらなければならない。
- 2 議員は、職務に関する調査、研究及び学習により自らの資質を向上させなければならない。

【名張市自治基本条例】

第8条（議員の責務）

市議会議員は、市民の信託にこたえ、自己の研さんにつとめるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

【流山市自治基本条例】

第39条（議員の責務）

- 1 議員は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、常に市民全体の利益を代表して議会活動に努めなければならない。
- 2 議員は、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の声を聴き、政策の立案及び議会の運営に反映させるよう努めなければならない。

【豊田市まちづくり基本条例】

第11条（議員の責務）

議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

【豊中市自治基本条例】

第8条（市議会議員の責務）

市議会議員は、市民の代表として、前2条に規定する市議会の権限等及び責務がより良く果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自らの審議能力の向上を図るよう努めなければならない。

【平塚市自治基本条例】

第15条（議員の責務）

議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点から判断を行います。

Ⅲ

まちづくりの担い手 (7) 市長の役割・責務

(市長の役割・責務)

第 11 条 市長は、市民の信託にこたえ、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

グループワーク・アンケートの意見

行政に期待すること(役割・責務)

(1) 地域に足を運ぼう

- ◆職員は地域へどんどん出向き、市民とたくさん話をしよう
- ◆まちづくり協議会特派員を定着させよう
- ◆まち協の特派員を規定するといいな
- ◆職員も地域の一員として地域活動に参画しよう
- ◆町内会役員会への市・まち協の定期的参加があればいいな
- ◆協働活動は行政参加の姿が大変有効ですね

(2) 職員の能力を活かそう

- ◆職員の進化が分かるものさしや目盛りがあるといいな
- ◆プロがいるととっても安心だな
- ◆職員はあまりシフトせず、専門職員を養成すると心強いなあ
- ◆グループ制の良さを活かし、職員の能力が十分に発揮できる体制を作れたらいいなあ

(3) 行政責任を明確化しよう

- ◆行政責任を明確に表現できたらいいな
- ◆職員は条例の精神を遵守し誠実・公正に公務を果たそう(多治見市)

(4) ミスを防ごう

- ◆業務遂行では重要なポイントはチェックシートなどでミスを防止すると安心ですね
- ◆チェックしすぎて遅れることのないようにしたいなあ

(5) 市長の責務を明確にしよう

- ◆市長は市民の信託に対する責任を誠実に果たそう(多治見市の条例)

市政運営

(8) 法律・条例を守ろう

- ◆行政運営にあたっては、法令順守を徹底しよう
- ◆市政の基本として法令(趣旨、目的も含めて)遵守を徹底できたらいいな
- ◆職員は条例の精神を遵守し誠実・公正に公務を果たそう(多治見市の条例を参考に)

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第8条（市長等の権限及び責務）

- 1 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統括し、市を代表する。
- 2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

【伊賀市自治基本条例】

第14条（まちづくりの参加における市の責務）

- 1 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等に関わらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利保障、拡大に努めなければならない。
- 2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参加の拡充に努めなければならない。

第43条（市長の責務）

市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

【流山市自治基本条例】

第37条（市長の責務）

- 1 市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、毎年、行政の運営に関する基本方針を明らかにし、職務を遂行しなければなりません。
- 2 市長は、職員を適切に指揮監督して行政運営を行うとともに、職員の能力向上に努めなければなりません。
- 3 市長は、選挙においての自らの公約を総合計画に反映させるよう努めなければなりません。
- 4 市長は、長期にわたって在任することによって、自治の活力の低下を招かないように努めなければなりません。

Ⅲ

まちづくりの担い手 (8) 職員の役割・責務

(職員の役割・責務)

第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上に努めます。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

グループワーク・アンケートの意見

行政に期待すること(役割・責務)

(1) 地域に足を運ぼう

- ◆職員は地域へどんどん出向き、市民とたくさん話をしよう
- ◆まちづくり協議会特派員を定着させよう
- ◆まち協の特派員を規定するといいな
- ◆職員も地域の一員として地域活動に参画しよう
- ◆町内会役員会への市・まち協の定期的参加があればいいな
- ◆協働活動は行政参加の姿が大変有効ですね

(2) 職員の能力を活かそう

- ◆職員の進化が分かるものさしや目盛りがあるといいな
- ◆プロがいるととっても安心だな
- ◆職員はあまりシフトせず、専門職員を養成すると心強いなあ
- ◆グループ制の良さを活かし、職員の能力が十分に発揮できる体制を作れたらいいなあ

(3) 行政責任を明確化しよう

- ◆行政責任を明確に表現できたらいいな
- ◆職員は条例の精神を遵守し誠実・公正に公務を果たそう(多治見市)

(4) ミスを防ごう

- ◆業務遂行では重要なポイントはチェックシートなどでミスを防止すると安心ですね
- ◆チェックしすぎて遅れることのないようにしたいなあ

市政運営

(6) 効率的な組織運営をしよう

- ◆効率的な組織運営ができるといいなあ
- ◆職員の時間外勤務を減らせるといいなあ
- ◆グループ制の良さを活かし、職員の能力が十分に発揮できる体制を作れたらいいなあ
- ◆職員はあまりシフトせず、専門職員を養成すると心強いなあ

(8) 法律・条例を守ろう

- ◆行政運営にあたっては、法令順守を徹底しよう
- ◆市政の基本として法令（趣旨、目的も含めて）遵守を徹底できたらいいな
- ◆職員は条例の精神を遵守し誠実・公正に公務を果たそう（多治見市の条例を参考に）

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第9条（職員の責務）

- 1 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。
- 2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。

【おいらせ町自治基本条例】

第13条（行政の役割と責任）

- 1 おいらせ町長は、町の代表者として、町民の権利を守り、この条例の理念の実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。
- 2 おいらせ町職員は、町民のために働く者として町長等を補助し、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

第14条（行政の執行）

- 1 おいらせ町長等及び町職員は、町民のために働く者として、健全な財政運営のため、効率的な予算編成と、開かれた予算執行を行わなければなりません。
- 2 町長等及び町職員は、職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させるよう努力しなければなりません。
- 3 町長等及び町職員は、行政内部で情報を共有し、総合的に職務にあたらなければなりません。

第15条（町民との関係）

おいらせ町長等及び町職員は、町民と同じ視点に立って、総合的に職務にあたらなければなりません。

【伊賀市自治基本条例】

第44条（執行機関の責務）

- 1 市の執行機関は、市の事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。
- 2 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

第45条（職員の責務）

市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。

MEMO

IV

参画と協働 (1) 参画機会の保障

(参画機会の保障)

第 13 条 議会及び行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

グループワーク・アンケートの意見

参画と協働

(1) 市民の声を聞こう・活かそう

(2) 意識・関心を高めよう

(3) 参画の仕組みを整えよう

◆議会・市の会議などへの案内を積極的に行っていきたい

◆会議には必ず公募の市の委員がいるといいなあ

◆市民特派員制度で行政活動へ線化すると何かが変わるぞ

◆小学生や中学生の意見を聞く機会が増えるといいなあ

◆パブリックコメントが定着するといいなあ

◆選挙の投票率が上がるといいなあ

◆住民参加の方法として世論調査(アンケート調査)の実施を義務化できればいいなあ

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第10条（参画と協働の推進）

- 1 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの他億世を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。
- 2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。

【安城市自治基本条例】

第14条（市民参加）

市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。

【岸和田市自治基本条例】

第17条（参画）

- 1 市は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民が参画する機会を保障しなければならない。
- 2 市は、市民が参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

【豊中市自治基本条例】

第24条（参画における原則）

- 1 市は、幅広い市民及び事業者の参画を得て市政を推進するため、施策の企画、実施、評価及び改善の過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する目的を達成するため、必要な情報を適時に、かつ、適切な方法で市民および事業者提供するよう努めなければならない。
- 3 市は、市政への参画に関する市民及び事業者の意見、要望等については、適切に対処しなければならない。

【流山市自治基本条例】

第13条（参画機会の保障）

- 1 市及び議会は、市民等の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければならない。
- 2 市は、多様な方法を用いて市民等の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めなければならない。

IV

参画と協働 (2) 住民投票

(住民投票)

第 14 条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、市民、議会又は市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

検討のポイント

◆高浜市住民投票条例（平成 14 年高浜市条例第 33 号）

第 1 条（目的）

この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項に係る意思決定について、市民による直接投票（以下「住民投票」という。）の制度を設けることにより、これによって示された市民の総意を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

第 25 条（投票結果の尊重）

市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

グループワーク・アンケートの意見

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第13条（住民投票）

- 1 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【おいらせ町自治基本条例】

第27条（住民投票）

おいらせ町の重要事項については、おいらせ町の住民、町長又は議会の発議により、住民投票を行うことができます。

【ニセコ町まちづくり基本条例】

第48条（町民投票の実施）

町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

第49条（町民投票の条例化）

- 1 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。
- 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱をあらかじめ明らかにしなければならない。

【大和市自治基本条例】

第30条（住民投票）

- 1 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。
- 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

IV

参画と協働 (3) 協働の推進

(協働の推進)

第15条 市民(コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。)及び議会並びに行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目標や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働によるまちづくりに取り組みます。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行わなければなりません。

検討のポイント

- ◆ 市民等が自立して活動するための仕組みや協働のルール
ex.まちづくりパートナーズ基金
ex.市民予算枠事業 など
- ◆ 必要な支援
ex.財政的支援
ex.協働の拠点が機能するための市の社会的資源の提供
ex.まちづくりの専門家、まち協特派員等の派遣
ex.人材育成、研修機会の確保
ex.情報の収集・提供、相談 など
- ◆ 市民活動
ex.市民及び事業者が自主的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって社会貢献性を持つ活動を継続的に行うこと。

グループワーク・アンケートの意見

まちづくりの主体相互の連携

- (1) 市民・議会・行政相互の連携を図ろう
 - ◆市民・議会・行政は『対等なパートナー』として力を合わせよう
 - ◆まちづくりの主体同士のネットワークがあったらいいなあ
- (2) 産官学の連携を図ろう
 - ◆福祉では官・学連携が図れたらいいなあ
 - ◆産・官連携に加えて、学とも連携できたらいいなあ

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第10条（参画と協働の推進）

- 1 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの多様性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。
- 2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。

【おいらせ町自治基本条例】

第26条（参加の保障と協働）

- 1 おいらせ町は、町民のまちづくりに参加する機会を保障します。
- 2 町は、町民が地域活動、公益活動、ボランティア活動など自主的な活動に参加しやすい環境を整備し、町民、行政及び議会の協働によるまちづくりを進めます。

【岸和田市自治基本条例】

第16条（協働）

- 1 市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努める。
- 2 市は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努める。この場合において、市の支援は、市民及び事業者の自主性を損なうものであってはならない。

【名張市自治基本条例】

第36条（協働のまちづくり）

- 1 市民（コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。）及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。
- 2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。
- 3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

【豊中市自治基本条例】

第27条（協働における原則）

1 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づき、行わなければならない。

（1）対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

（2）目的を共有するとともに、協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果を公開すること。市にあっては、これらの情報を適時に、かつ、適切な方法で公開すること。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民及び事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重しなければならない。

第28条（協働の推進）

市は、市民、事業者及び市との間における協働を進めるため、その仕組みづくりその他必要な施策を実施しなければならない。

MEMO

V

地域自治 (1) 地域自治の充実

(地域自治の充実)

第16条 市民等は、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、自主的な意思によって、町内会等の基礎的なコミュニティ活動や市民公益活動に参加し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。

グループワーク・アンケートの意見

地域自治

(1) 地域内分権を進めよう

- ◆地区ごとにいいところが違って、他の地区がいいなあと思えるまちにしていきたい
- ◆地域内分権を進めよう
- ◆地域自治の活動を拡大させていこう

(6) まちづくりの担い手を増やそう

- ◆テーマによっては生徒代表、児童会代表、老人会などがまち協の活動に参加できるような位置づけをしていこう
- ◆子ども達の成長・自立を助ける大人が多いといいなあ
- ◆まち協の役員は選挙で決めるといいなあ
- ◆役員をやりたい人がもっと多いといいなあ
- ◆まち協の参加者を増やそう
- ◆地域活動テーマは子どもから高齢者まで誰でも活動に参加できるといいな

(12) 町内会を大切にしよう

- ◆町内会加入100%条例をつくろう
- ◆「協働」の受け皿を明確に位置付ける基本となるコミュニティとして町内会があるといいな
- ◆町内会がまちづくりの受け皿になれる仕組みがあるといいなあ
- ◆町内会に入るメリット、入らないデメリットをもっとアピールしよう
- ◆町内会の班単位で集まれる機会があるといいな
- ◆コミュニティの主体は全員が参加している町内会を中心とするといいな

(13) 顔見知りになろう

- ◆玄関表札掲示条例をつくろう
- ◆市民あいさつ施行条例をつくろう
- ◆あいさつをしよう
- ◆隣人との会話をしよう

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第14条（コミュニティの形成）

市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。

【岸和田市自治基本条例】

第14条（コミュニティ活動）

- 1 市民は、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。
- 2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動（以下「コミュニティ活動」という。）の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

【九重町まちづくり基本条例】

第19条（地域自治の充実）

町は、地域単位の住民活動組織による地域自治の役割を認識し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めなければならない。

【流山市自治基本条例】

第6条（地域コミュニティ）

- 1 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるよう努めるものとします。
- 2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。
- 3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。

【名張市自治基本条例】

第33条（コミュニティ活動）

- 1 市民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。
- 2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。

第35条（市民公益活動）

市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

V

地域自治 (2) 地域内分権の推進

(地域内分権の推進)

第17条 市は、前条に規定する地域自治を拡充し、地域のことは地域の住民が自ら考え、責任を持って自主的・主体的に実行することができるようにするため、市が行う業務の一部を地域組織へ委ねる地域内分権を推進します。

グループワーク・アンケートの意見

地域自治

(1) 地域内分権を進めよう

- ◆地区ごとにいいところが違って、他の地区がいいなあと思えるまちにしていきたい
- ◆地域内分権を進めよう
- ◆地域自治の活動を拡大させていこう

(2) まちづくり協議会を位置づけよう

- ◆まちづくり協議会の位置づけを明らかにしよう
- ◆まちづくり協議会を規定しよう
- ◆コミュニティを明確に規定しよう
- ◆住民がお互いに協働、支えあえるシステムをつくろう
- ◆小学校区にまちづくり協議会をつくろう
- ◆まち協の権利を明確にしよう
- ◆権限の移譲を受けたまち協は自己決定・自己責任の責任を負おう
- ◆まち協は地域内分権により権限の移譲を受ける自治組織になるといいな
- ◆地域内分権とまち協の関係を説明しよう
- ◆市民全員がまち協の会員になるといいなあ
- ◆住民がお互いに協働、支えあえるシステムをつくろう

他自治体の事例

【豊田市まちづくり基本条例】

第17条（都市内分権の推進）

市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます。

第18条（地域自治区の設置）

市は、都市内分権を推進するため、別に条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。

V

地域自治 (3) まちづくり協議会

(まちづくり協議会)

第 18 条 市民等は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区単位でまちづくり協議会を設置します。

2 まちづくり協議会は、当該地域の市民等に関われた組織とし、町内会や目的別団体など多様な主体で構成され、身近な地域の課題を話し合い、解決に向けて、地域の総意を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会は、行政、町内会、その他まちづくり団体と連携・協力してまちづくりを行います。

4 市は、市政運営に当たっては、まちづくり協議会の自主性と自立性に配慮するとともに、まちづくり協議会の意思を可能な限り反映させるよう努めます。

5 市は、市が行う業務の一部をまちづくり協議会に委ねる場合は、まちづくり協議会の意向によるものとします。

6 前項の場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければなりません。

グループワーク・アンケートの意見

地域自治

(2) まちづくり協議会を位置づけよう

- ◆まちづくり協議会の位置づけを明らかにしよう
- ◆まちづくり協議会を規定しよう
- ◆コミュニティを明確に規定しよう
- ◆住民がお互いに協働、支えあえるシステムをつくろう
- ◆小学校区にまちづくり協議会をつくろう
- ◆まち協の権利を明確にしよう
- ◆権限の移譲を受けたまち協は自己決定・自己責任の責任を負おう
- ◆まち協は地域内分権により権限の移譲を受ける自治組織になるといいな
- ◆地域内分権とまち協の関係を説明しよう
- ◆市民全員がまち協の会員になるといいな
- ◆住民がお互いに協働、支えあえるシステムをつくろう

(4) 透明性を図ろう

- ◆まち協の交付金(税)の使いみちや成果を公表していこう
- ◆地域組織(まち協・町内会)への一般財源の交付基準を明確にしたらいいな
- ◆活動の実効は数値よりも達成感評価にしたいな
- ◆まち協の役員は選挙で決めるといいな

- (7) まち協同士の交流をしよう
 - ◆まち協同士の連絡協議会があるといいな
 - ◆まち協同士の交流がもっとあればいいな
 - ◆地区対抗の市民運動会があるといいな
- (9) まち協の認知度を高めよう
 - ◆まち協の認知度を高めよう
- (10) まち協と町内会の役割を明確化しよう
 - ◆市→まち協→町内会との位置付け、協働の明文化があればいいな
 - ◆まち協・町内会との役割分担を明確にできたらいいな
 - ◆まち協の事業と町内会の事業を分担できたらいいな
 - ◆まち協と町内会の関係が分かりやすくできるといいな
 - ◆地域・住民（コミュニティ）が連帯感を持てるような地域組織にできたらいいな
- (11) まち協と町内会は連携しあおう
 - ◆町内会役員会への市・まち協の定期的参加があればいいな
 - ◆町内会との連携を密にしよう
 - ◆まち協の町内会会議の定期的参画があればいいな

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第 15 条（地域自治協議会の設立）

- 1 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。
- 2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。
 - (1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。
 - (2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

【伊賀市自治基本条例】

第 24 条（住民自治協議会の定義・要件）

住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

- (1) 区域を定めていること。
- (2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でなれること。
- (3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。

(4) 目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。

(5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

第25条（住民自治協議会の設置）

1 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

2 市長は、住民自治協議会の設置の届出が合った場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地区の同意・決定機関とする。

第26条（住民自治協議会の権能）

1 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

(1) 新市建設計画の変更に関する事項

(2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治協議会は、当該地区において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

3 市長は、当該地区において行われる住民生活とかかわりの深い市の事務で、当該地区に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。

4 市長は、当該地区において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

【おいらせ町自治基本条例】

第37条（まちづくり組織）

おいらせ町は、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、一定のまとまりにある地域に置いて、地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織を作ることができます。

【九重町まちづくり基本条例】

第20条（地域の単位）

まちづくり地域の単位とは、行政区又は行政区の集合体をいう。

第21条（地域単位の住民活動組織）

地域は、地域発展のための地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

第22条（協議会の組織）

協議会は、地域づくりを推進することを目的とする住民などで構成され、役員は行政区長の推薦とし、当該地域の住民に認知されたもので、町長の認定を受けた組織とする。

第23条（協議会の役割と計画書の作成）

- 1 協議会は、当該地域の補助機関として、まちづくり活動の推進、地域自治の発展、及び公益の増進に寄与することを目的とする。
- 2 協議会は前項の目的を達成するため、諸計画との関係を考慮し、地域づくりの課題を調査審議し地域づくり計画書（以下「計画書」という。）を作成しなければならない。

【岸和田市自治基本条例】

第15条（地区市民協議会）

- 1 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。
- 2 地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他の組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。

【豊中市自治基本条例】

第12条（地域自治）

- 1 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織（以下この条において「地域自治組織」という。）を自主的に形成することができる。
- 2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を諮りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。
- 3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。

【名張市自治基本条例】

第34条（地域づくり）

- 1 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域に置いてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。
- 2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら、地域づくりを行うものとする。
- 3 市は地域づくりの活動に対して、必要な支援を行うことができる。
- 4 市は各種計画や政策形成にあたっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。
- 5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

V

地域自治 (4) 地域計画

(地域計画)

第19条 まちづくり協議会は、地域の課題を共有し、その解決に向けて自らが取り組む地域のまちづくり目標や活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

2 市は、市政の運営にあたり、地域計画を尊重しなければなりません。

グループワーク・アンケートの意見

(5) 地域計画を位置づけよう

- ◆校区内の住民の声を聞いて地域計画を作ろう
- ◆地域計画の策定根拠及び策定手続きを明確にしよう
- ◆地域策定委員会、市民会議が今後も継続されていく位置づけをしていこう
- ◆地域計画を総合計画に反映していこう

他自治体の事例

【伊賀市自治基本条例】

第28条（地域まちづくり計画）

- 1 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。
- 2 前項に規定の計画を策定した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。
- 3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。
- 4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

V

地域自治 (5) 活動への支援・育成

(活動への支援・育成)

第20条 市民、議会及び行政は、第16条及び第17条に定める市民等の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めなければなりません。

2 行政は、まちづくり協議会及びその他まちづくり活動を行う団体が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

3 議会及び行政は、市政運営に当たっては、まちづくり協議会の自主性と自立性に配慮するとともに、まちづくり協議会の意思を可能な限り反映させるよう努めます。

グループワーク・アンケートの意見

地域自治

(3) まちづくり協議会を支援しよう

- ◆まちづくり協議会への支援をしよう
- ◆各学区の伝統文化の良さを知り、継続して伝えていける仕組みづくりをしよう(予算へ盛り込もう)
- ◆市民全員がまち協の会員になるといいなあ
- ◆地域自治拡大の為に支援等(人・モノ・カネ)を充実させていこう
- ◆補助金をまとめて総合交付金制度を作るといいなあ

(8) 連携の仕組みをつくろう

- ◆組織・団体間の共通事案を一元化できる仕組みをつくろう
- ◆コミュニティ組織のあり方について市民が参加しやすい組織としよう
- ◆中学校区を対象にした地域活動の条項を設けよう
- ◆地域・住民(コミュニティ)が連帯感を持てるような地域組織にできたらいいなあ
- ◆地域活動はうまく使うなど知恵や協力があるといいなあ

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第16条（まちづくり活動への支援）

- 1 市民は、安心して暮らせる住み良い地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。
- 2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体に対して必要な支援を行うことができる。

【伊賀市自治基本条例】

第27条（住民自治協議会への支援）

- 1 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。
 - (1) 住民自治の活動拠点の提供
 - (2) 住民自治活動に対する財政支援
 - (3) その他住民自治の推進に関すること
- 2 前項に定める支援の単位は、別に定める期間により審議決定する。

【おいらせ町自治基本条例】

第38条（まちづくり組織とおいらせ町）

- 1 おいらせ町は、まちづくり組織の自主性と自立性を尊重し、その活動に協力します。
- 2 行政は、まちづくり組織が活動しやすいよう、必要な施策を講じ、まちづくり組織の意思を可能な限り町政に反映させるよう努めます。

【九重町まちづくり基本条例】

第24条（町の支援体制）

- 1 町は、地域自治の観点から、前条第2項に規定する計画書を尊重しなければならない。
- 2 町は、必要に応じて、協議会の活動を支援する体制を講じなければならない。
- 3 町長は、まちづくりの人材育成に必要な研修会を開催し、かつ、要請に応じ、講師などを協議会に派遣することができる。
- 4 町長は、協議会の企画・実施する自治基盤づくりに対し必要な経費を助成することができる。
- 5 前項の助成について必要な事項は別に定める。

第25条（活動への協力）

住民は、計画書に基づく協議会の諸活動に協力し、活動の円滑な実施に努めなければならない。

VI

市政運営 (1) 市政運営の基本原則

(市政運営の基本原則)

第21条 市は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

(1) 情報公開・情報共有

市政に関して市民の知る権利を保障し、市が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、市が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。

(2) 個人情報保護

市民の権利利益を保護するため、別に条例に定めるところにより、市が持っている個人情報を適正に取り扱います。

(3) 説明・応答責任

市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。

(4) 法令遵守

公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。

グループワーク・アンケートの意見

市政運営

(4) わかりやすく透明な運営をしよう

- ◆税金の使い方がわかりやすいまちにしよう
- ◆小学校の社会授業のなかで市の予算が取り上げられたらいいなあ
- ◆誰もが分かりやすい予算書があるといいなあ(子どもも分かる)
- ◆市民の関心を呼ぶような行政テーマと活動の見える化があるといいなあ
- ◆決算の報告の場所があるといいなあ(総会)
- ◆奥様家計簿の感覚でできたらいいなあ

(8) 法律・条例を守ろう

- ◆行政運営にあたっては、法令順守を徹底しよう
- ◆市政の基本として法令(趣旨、目的も含めて)遵守を徹底できたらいいなあ
- ◆職員は条例の精神を遵守し誠実・公正に公務を果たそう(多治見市の条例を参考に)

参考

高浜市行政行動規範(平成15年1月1日制定)

高浜市は、急激な社会環境の変化のなか、常に課題に挑戦し、進化することにより、市民に信頼されつづける自治体、リライアブル・カンパニー(信頼される会社)を目指すため、「高浜市行政行動規範」をここに示します。

- 【お客様】私たちは、すべての市民をお客様と意識し、相互の公平・公正かつ透明な関係を維持します。
- 【意思伝達】私たちは、市民とのコミュニケーションを重視し、相互理解のために情報開示を積極的に行うとともに、分かりやすい情報を適時・適切に提供します。
- 【信頼】私たちは、信頼・安心・満足をモットーとし、高品質な行政サービスを高い倫理観と責任感を持って誠実に提供します。
- 【法令遵守】私たちは、あらゆる行動を法令及び法の精神にのっとり、正常な社会習慣・倫理に適合したものとします。
- 【危機】私たちは、信用を失墜させることのないように自浄作用をいかせる能力を養い、危機あるときは、その原因と結果を公表します。

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第20条(情報公開)

市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。

第21条(情報提供)

市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。

第22条(説明責任)

市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

第25条(個人情報の保護)

市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

第26条(法令遵守及び公益通報)

- 1 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。
- 2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。

【おいらせ町自治基本条例】

第17条（情報公開と説明責任）

行政は、町の行政に関する事柄について、情報の公開と提供に努めるとともに、町民にわかりやすく説明しなければなりません。

第24条（知る権利と情報共有）

おいらせ町は、町民の知る権利を尊重し、町民、行政及び議会の保有する情報を可能な限り共有します。

第25条（個人情報の尊重）

おいらせ町は、町民の個人情報とプライバシーを尊重します。

第31条（情報公開・情報共有）

- 1 行政は、行政に関する情報を可能な限り公開し、これを町民と共有します。町民に求められた情報は、個人情報などを除き、可能な限り提供しなければなりません。
- 2 行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。

【豊中市自治基本条例】

第18条（法令遵守）

市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するための必要な措置を講じなければならない。

第19条（情報公開及び個人情報保護）

- 1 市は、市政に関する情報について、市民及び事業者との共有を図るため、情報公開を総合的に推進しなければならない。
- 2 市は、個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

MEMO

VI

市政運営 (2) 総合計画等

(総合計画等)

第22条 市は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

3 市長は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

5 市長は、成果を重視した市政運営を目指すため、計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。

グループワーク・アンケートの意見

市政運営

(1) 財政を健全化させよう

- ◆安定的な財政運営をしよう
- ◆財政計画は身の丈に合った重点施策にしよう
- ◆財政バランスをより健全化したいな
- ◆行政運営や地域組織の活動に当たっては常に「費用」対「効果」を念頭におきたいな

(2) 産業を振興しよう

- ◆産業を振興しよう
- ◆市民所得の増を目指そう
- ◆瓦産業の復活ができればいいなあ
- ◆企業誘致で税収を増せたらいいなあ
- ◆地場産業を活用した補助制度(瓦)があるといいなあ
- ◆産・官連携に加えて、学とも連携できたらいいなあ

(3) 総合計画に基づいて運営をしよう

- ◆市政運営は総合計画に基づいて運営しよう
- ◆総合計画策定に当たっては今回と同じように市民会議の設置をするといいなあ

(4) わかりやすく透明な運営をしよう

- ◆税金の使い方がわかりやすいまちにしよう
- ◆小学校の社会授業のなかで市の予算が取り上げられたらいいなあ
- ◆誰もが分かりやすい予算書があるといいなあ(子どもも分かる)
- ◆市民の関心を呼ぶような行政テーマと活動の見える化があるといいなあ
- ◆決算の報告の場所があるといいなあ(総会)
- ◆奥様家計簿の感覚でできたらいいなあ

(5) 行政評価をしよう

- ◆PDCAに基づく市政運営をしよう
- ◆効果を期待できない事業は廃止しよう!
- ◆分かりやすい行政評価のシステムがあるといいなあ
- ◆市の財政状況について財政の専門家のチェックを毎年受けるような仕組みがあればいいなあ
- ◆最小の経費で最大の成果を挙げたい(財政)
- ◆行き過ぎた行政サービスは止めよう!

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第18条(総合計画)

- 1 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を策定するものとする。
- 2 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、策定に当たっては広く市民の参画を得るものとする。
- 3 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。
- 4 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。
- 5 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

第19条(財政運営)

- 1 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。
- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例の定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。

第23条(行政評価)

市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。

【おいらせ町自治基本条例】

第28条（総合計画）

- 1 行政は、計画的な行政運営を行うため、定められた期間ごとに総合計画を策定して事業を実施します。
- 2 総合計画の策定にあたっては、当初から町民との協働により進めなければなりません。

第29条（財政運営）

- 1 行政は、効率的で健全な財政運営を図るため、財政計画を策定します。
- 2 行政は、町民に理解しやすい予算説明書を作成し、決算においては費用対効果を検証して、これを公表します。

第30条（行政評価）

- 1 行政は、効率的な行政運営を行うため、計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。
- 2 行政評価にあたっては、可能な限り町民との協働により勧め、結果を公表して施策の見直し、改善に反映します。

【多治見市市政基本条例】

第20条（総合計画）

- 1 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければなりません。
- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実行計画により構成されます。
- 3 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。
- 4 総合計画は、市民の参加を経て案が作成され、基本構想について議会の議決を経て、策定されます。
- 5 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。

第25条（財務原則）

- 1 市は、総合計画に基づいて予算を編制し、計画的で健全な財政運営を図らなければなりません。
- 2 市は、毎年度、計画期間を定めた財政計画を策定しなければなりません。
- 3 市は、財政計画、予算編成、予算執行と決算認定の状況を、毎年度、市民にわかりやすく公表しなければなりません。
- 4 市は政策目的の実現のため、効果的で合理的な予算執行に努めなければなりません。

【平塚市自治基本条例】

第19条（総合計画等）

- 1 市は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

- 2 市の執行機関は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。
- 3 市の執行機関は、行政分野ごとの計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。

第21条（財政運営）

市の執行機関は、最小の経費で最大の効果を挙げるため、次に掲げるところにより、中長期的な展望に立った財政運営を行います。

- (1) 適切な収入を確保するとともに、効率的かつ効果的な執行を行います。
- (2) 総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、予算を編成します。
- (3) 予算の編成及び執行並びに決算に関する情報をわかりやすく公表します。
- (4) 市の保有する財産を適正に管理し、効率的かつ効果的に運用します。

第25条（行政評価）

- 1 市の執行機関は、数値を用いる等客観的な行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表します。
- 2 行政評価の結果は、行政運営に適切に反映します。

VI 市政運営 (3) 危機管理

(危機管理)

第23条 市は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備に努めます。

2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

グループワーク・アンケートの意見

市政運営

(7) 危機管理体制を整えよう

- ◆迅速に動く危機管理システムがあるといいなあ
- ◆ハザードマップがほしいなあ
- ◆避難場所が全市民登録されているといいなあ
- ◆市民、関係機関で連携した危機管理体制があったらいいなあ

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第28条（危機管理）

- 1 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。
- 2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。

【おいらせ町自治基本条例】

第18条（危機管理）

行政は、町民の生命及び財産を守るため、常に適切な対応ができるよう、努めなければなりません。

【名張市自治基本条例】

第27条（危機管理）

市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

【豊中市自治基本条例】

第23条（危機管理）

市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図らなければならない。

VI

市政運営 (4) 他自治体等との連携

(他の自治体等との連携・協力)

第 24 条 市は、まちづくりの共通課題について、他の自治体や関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

グループワーク・アンケートの意見

まちづくりの主体相互の連携

(3) 広域連携を図ろう

- ◆将来を見据え、他の近隣自治体との協調を図れるようにしよう
- ◆市町村合併反対

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第29条（国及び兵庫県との関係）

市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等な立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。

第30条（他の地方公共団体等との連携）

市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。

【岸和田市自治基本条例】

第30条（国及び大阪府との関係）

市は、国及び大阪府と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努める。

第30条（他の地方公共団体及び関係機関との関係）

- 1 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める。
- 2 市は前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。

【豊田市まちづくり基本条例】

第28条（国及び他の地方公共団体との連携及び協力）

市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。

【豊中市自治基本条例】

第31条（国又は他の地方公共団体との連携）

市は、共通する課題を解決するため、国、大阪府又は他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

【流山市自治基本条例】

第18条（国及び千葉県との協力等）

流山市は、国及び千葉県と対等な立場であり、流山市の自主性を踏まえた上、地方自治の発展のために、国及び千葉県と協力するとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行います。

第19条（近隣等の自治体との協力）

- 1 流山市は、行政運営上の課題の解決と市民サービスの向上を図るため、広域的な圏点から、近隣自治体と相互に連携し、協力するよう努めます。
- 2 流山市は、姉妹都市及び友好都市をはじめとする前項以外の自治体と共通するまちづくりの課題について連携し、協力し、その解決に努めます。

VII

条例の検証・見直し (1) 条例の検証・見直し

(条例の見直し)

第25条 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を越えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 市長は、前項に規定する検討や必要な措置を行うにあたっては、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めなければなりません。

グループワーク・アンケートの意見

条例の表現・策定プロセス・推進体制

(1) わかりやすい条例にしよう

- ◆かたくなるしくなく、子どもでもわかりやすい条例にしよう
- ◆子どもの意見も聞いて条文を作れたらいいなあ

(2) 具体的な表記にしよう

- ◆「安全・安心」「住みたくなる町」など、言葉が一人歩きしないように具体的に表記しよう

(3) 条例推進の仕組みを整えよう

- ◆条例の進捗状況の検証を公表するといいなあ
- ◆自治基本条例は高浜市の自治の基本ルールだから、市民・事業者・議会・行政みんなで守ろう。
- ◆自治基本条例の精神にのっとり、市全ての条例、規則・計画を見直し(点検)してみよう
- ◆条例をつくったあとの推進体制を市民・議会・行政協働で築いていこう
- ◆時代等に合わせて適当な時期をあけて見直しをしていこう

他自治体の事例

【朝来市自治基本条例】

第32条(条例の見直し)

市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

【安城市自治基本条例】

第26条（条例の見直し）

- 1 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。
- 2 市長は、前項の規定による検証の結果に基づいて、必要な措置を講じます。

【池田市みんなでつくるまちの基本条例】

第22条（池田市みんなでつくるまち推進会議）

- 1 この条例の趣旨に沿ったまちづくりを推進するため、池田市みんなでつくるまち推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 2 推進会議は、本条例の適正な運用に関すること及び見直しに関することを協議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項に掲げる事項について、推進会議に対し意見を求めることができる。
- 4 市長は、第2項に基づく推進会議の意見に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【おいらせ町自治基本条例】

第39条（運用状況の検証）

- 1 おいらせ町は、この条例の運用状況を毎年検証し、これを公表します。
- 2 条例の運用状況を検証するための組織は別に設置します。

第40条（条例の見直し）

- 1 この条例は5年を超えない期間ごとに見直します。
- 2 条例の見直しにあたっては、広く町民の意見を聴かなければなりません。

【流山市自治基本条例】

第40条（条例の実効性の確保）

- 1 市民等、市長、議員及び職員は、この条例を遵守することにより、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。
- 2 市長は、この条例の実効性を確保するため、必要な制度等の整備に関する年次計画を定め、この条例の運用状況等を調査し、検討し、その結果を公表しなければなりません。
- 3 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民等及び市民自治によるまちづくりを推進するための地域コミュニティと協議し、連携するものとします。
- 4 市長は、第2項の規定による調査及び検討の結果並びに前項の規定による協議の結果、条例等の改正及び制定等が必要であると判断したときは、適切な措置を講じなければなりません。

第41条(条例の見直し)

市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しをするときは、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めるよう努めなければなりません。

【ニセコ町まちづくり基本条例】

第57条(この条例の検討及び見直し)

- 1 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。
- 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。